

## 公的研究費の適正な使用に関する行動規範

令和4年9月30日

研究所長(最高管理責任者)制定

株式会社東京海上研究所(以下「当社」という。)の公正な研究等の遂行を今後とも確保・充実していくためには、公的研究費を使用する当社社員とこれを支援する者(事務局員、非常勤社員等、名称を問わない。)(以下「研究員等」という。)が、関係法令及び社内規定等を遵守し、常に自らの行動を律することが重要である。

研究員等は職務に拘わらず、社会に対して公的研究費の使用に関する説明責任があることを十分自覚して、その透明性の確保・向上に努めなければならない。その自覚の下に、研究員等は、次に掲げる項目を研究活動に係る行動の柱として、適正な業務遂行に励まなければならない。

1. 研究員等は、関係法令及び社内規則等を遵守し、廉潔性を以って業務を遂行しなければならない。
2. 研究員等は、公的研究費の公共性を常に自覚し、行動しなければならない。
3. 研究員等は、研究活動について強い倫理意識を持って、常に公私の別を明らかにしつつ、利害関係者への対応に細心の注意を払い、節度をもって行動しなければならない。
4. 研究員等は、自らの業務を適正に遂行するとともに、当社関係者との円滑なコミュニケーションを図り、相互協力の下、不正使用の防止に努めなければならない。
5. 公的研究費の不正使用または不正使用の恐れがあることを知った研究員等は、速やかに通報窓口等に通報しなければならない。